

三戸町条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（以下「建設工事等」という。）について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付き一般競争入札」とは、町が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、災害復旧等急施を要する工事は除く。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の建設工事
- (2) 設計金額が1,000万円以上の建設関連業務
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める建設工事等

2 対象工事の選定は、三戸町建設業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審議を得た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第4条 前条の規定により対象工事等を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 入札参加形態の選定は、指名委員会の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 三戸町財務規則（昭和49年三戸町規則第1号）第113条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 対象工事等に対応する工種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (4) 三戸町建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成10年規則第7号）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された

ものであること。

(5) 対象工事等ごとに法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を配置できること。

(6) 対象工事等ごとに定める区域内に法第3条第1項に規定する営業所を有していること。

(7) 三戸町建設業者等指名停止要領（平成19年7月20日実施）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされ、更正手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第255号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされ、再生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

2 町長は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

(1) 事業所の所在地に関する事項

(2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の総合評定値に関する事項

(3) 同種又は類似の建設工事の履行実績に関する事項

(4) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項

(5) その他必要があると認めた事項

（公告）

第6条 町長は対象工事等を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日の前日から起算して少なくとも10日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）前までに政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日に限り短縮することができる。

（入札参加資格申請書）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて当該公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 総合評定値通知書の写し

(2) 配置予定技術者調書（様式第2号）

(3) 施工実績調書（様式第3号）

(4) 業務実績調書（様式第4号）

(5) その他町長が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第8条 町長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないと認めたもの（以下「不適格者」という。）に対してはその理由を付して通知するものとする。

3 不適格者は、審査結果通知書に定める期日までに条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第6号）により不服を申し立てることができるものとする。

4 町長は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書（様式第7号）により速やかに回答するものとする。

5 町長は、前項の審査により入札参加資格があると認めた場合は、第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第9条 町長は、前条第1項又は第5項の規定により、条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

（1）第5条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。

（2）指名停止規則に基づく指名停止の措置を受けたとき。

（3）第8条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

（4）前各号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、不相当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第10条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

（設計図書）

第11条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 町長は、前項の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

（質疑応答）

第12条 設計図書等に関して質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の質疑書を受理したときは、回答書を回答期限日までに、三戸町のホームページ等への掲載により閲覧に供し、又は参加資格確認申請書を提出した全ての者に

通知するものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で総務課入札担当まで連絡のうえ、入札日の前日までに持参により入札辞退届を提出するものとする。

(入札の執行)

第14条 条件付き一般競争入札は、三戸町予定価格事前公表に関する取扱要領（平成16年8月10日実施）に基づき執行するものとする。

2 対象工事の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(落札者の決定)

第15条 落札決定となるべき同価格の入札をした者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札経緯の公表)

第16条 町長は、落札者の決定後、入札参加者の入札金額、落札者の有無及び落札者名を公表するものとする。

2 前項の公表は、入開札一覧表を町の所定の場所での掲示により行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第17条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。